

# 伊勢市公報

第492号  
令和8年5月7日  
木曜日

## 目次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市スタートアップ等交流促進事業業務受託者選定委員会規則	3
○ 伊勢市通行量測定・分析支援等業務受託者選定委員会規則	5
○ 伊勢市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則	7
○ 伊勢市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則	9
○ 伊勢市歴史博物館条例施行規則	12
<b>公平委員会規則</b>	
○ 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	26
○ 伊勢市管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則	28
<b>告 示</b>	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	30
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	31
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	32
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	33
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	34
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	35
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	36
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	37
○ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定について	38
○ 公金の収納に関する事務の委託について	40
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	41
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	42
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	43
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	44
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	45
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	46
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	47
○ 公金の収納に関する事務の委託について	48
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	50
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	51
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	52
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	53
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	54
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	55
○ 令和8年3月末財政状況の公表について	56
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	62

**選挙管理委員会告示**

○ 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙関係	
・ 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙の選挙期日について	63
・ 期日前投票所の設置について	64
・ 投票所の設置について	65
・ 投票用紙の様式について	66
・ 投票用紙及び不在者投票用封筒等に押すべき印について	68
・ 不在者投票用紙等交付場所について	70
・ 選挙運動に関する支出金額の制限額について	71
・ 選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額及び報酬の最高額並びに選挙運動事務員等に対する報酬の最高額について	72
・ 収支報告書の公表方法について	74
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	75
・ 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙長の行う告示について	76
・ 選挙会の場所及び日時について	77
・ 開票及び選挙会の事務を合同で行うことについて	78
・ 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について	79
・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	80
・ 投票記載所の候補者氏名等掲載順序のくじを行う日時及び場所について	81
・ 当選した者の住所及び氏名について	82

**岡本町財産区議会議員選挙選挙長告示**

○ 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙選挙長関係	
・ 候補者の届出について	84
・ 無投票の確定について	85

**上下水道事業告示**

○ 流域関連公共下水道の供用開始について	86
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	87

**上下水道事業公告**

○ 公共下水道事業受益者負担金の令和8年度賦課対象区域について	88
---------------------------------	----

伊勢市スタートアップ等交流促進事業業務受託者選定委員会規則をここに公布する。

令和8年4月20日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第33号

### 伊勢市スタートアップ等交流促進事業業務受託者選定委員会規則 (設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市スタートアップ等交流促進事業業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市スタートアップ等交流促進事業業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

#### (委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、産業観光部商工労政課において処理する。

#### (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市通行量測定・分析支援等業務受託者選定委員会規則をここに公布  
する。

令和8年4月20日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第34号

### 伊勢市通行量測定・分析支援等業務受託者選定委員会規則

#### (設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市通行量測定・分析支援等業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市通行量測定・分析支援等業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

#### (委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、産業観光部商工労政課において処理する。

#### (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第35号

伊勢市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市行政手続条例施行規則（平成17年伊勢市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法）

第3条 条例第15条第4項（条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

伊勢市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和8年4月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第36号

伊勢市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成17年伊勢市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

第3条第1項中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第17条第2項中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

様式第2号中「名あて人」を「名宛人」に、「第15条第3項」を「第15条第4項」に改め、「起算して」を削る。

様式第3号、様式第5号から様式第7号まで、様式第9号、様式第10号、様式第15号及び様式第16号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第19号中「名あて人」を「名宛人」に、「第15条第3項」を「第15条第4項」に改め、「起算して」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定（「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める部分を除く。）、様式第3号、様式第5号から様式第7号まで、様式第9号、様式第10号、様式第15号及び様式第16号の改正規定並びに様式第19号の改正規定（「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に定める様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市歴史博物館条例施行規則をここに公布する。

令和8年4月23日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 37 号

### 伊勢市歴史博物館条例施行規則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市歴史博物館条例（令和 7 年伊勢市条例第 47 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (開館時間)

第 2 条 伊勢市歴史博物館（以下「博物館」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

#### (休館日)

第 3 条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、翌日以後の最初の休日でない日
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、博物館を臨時に開館し、又は休館することができる。

#### (観覧料金の減免)

第 4 条 条例第 5 条の規定により、観覧料金を減免することができる者及び減免の割合は、次のとおりとする。

- (1) 教育課程に基づく教育活動として観覧する児童又は生徒の引率者である教職員 10 割
- (2) 市又は教育委員会が主催する事業として行われるものの観覧をする者 10 割
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）の交付を受けている者 10 割

- (4) 前号に掲げる者のうち、介助を必要とする者の付添人(一人に限る。) 10割
  - (5) その他市長が特に必要と認める者 その都度市長が定める割合
- 2 前項(第3号及び第4号を除く。)の規定により観覧料金の減免を受けようとする者は、伊勢市歴史博物館観覧料金減免申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、観覧料金の減免を決定したときは、伊勢市歴史博物館観覧料金減免通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。
- 4 第1項第3号の規定により観覧料金の免除を受けようとする者は、身体障害者手帳等を入館の際に市長に提示しなければならない。
- 5 第1項第4号の規定により観覧料金の免除を受けようとする者は、介助を必要とする同項第3号に掲げる者の身体障害者手帳等を入館の際に市長に提示して、当該者の介助を行う付添人である旨を申し出なければならない。
- 6 市長は、前2項の規定によるほか、市長が特に必要があると認める者に対しては、第2項の規定による減免の申請をさせないで、観覧料金の減免を行うことができる。

(特別利用の許可の申請)

第5条 条例第7条の規定により、博物館に保管し、及び展示する資料の特別利用をしようとする者は、伊勢市歴史博物館特別利用許可申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(特別利用の制限)

第6条 次に掲げる資料は、特別利用をすることができない。

- (1) 特別利用をさせることによって資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるもの

- (2) 寄託された資料で、寄託者の同意を得ていないもの
- (3) 著作権の存する資料で、著作権者の同意を得ていないもの
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの

(特別利用の許可)

第7条 市長は、特別利用の許可を決定したときは、伊勢市歴史博物館特別利用許可書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(資料の貸出し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、資料を館外に貸し出すことができる。

- (1) 公開することを目的として、他の博物館等から資料の出品の要請があった場合
- (2) 学校、研究所等の教育、学術又は文化に関する諸施設等から公開又は調査研究のための資料の貸出しの要請があった場合
- (3) その他市長が適当と認めるものから資料の貸出しの要請があった場合

2 前項の規定により資料の貸出しを受けようとする者は、伊勢市歴史博物館資料貸出許可申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、資料の貸出しを決定したときは、伊勢市歴史博物館資料貸出許可書（様式第6号）により当該申請をした者に通知するものとする。

4 市長は、博物館の管理上必要があるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

5 資料の貸出期間は、30日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

6 市長は、特に必要があると認めるときは、資料の貸出期間中であって

も、当該資料の返還を求めることができる。

(寄贈及び寄託)

第9条 博物館に資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、伊勢市歴史博物館資料寄贈(寄託)申請書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を承諾したときは、当該申請をした者に対して、伊勢市歴史博物館資料受領書(様式第8号)を交付するものとする。

3 寄託された資料は、博物館に保管し、及び展示している他の資料と同等の取扱いをするものとする。

4 寄託された資料の返還は、寄託した者の申出により、伊勢市歴史博物館資料受領書と引換えに行うものとする。

(運営協議会の会長及び副会長)

第10条 条例第11条に規定する伊勢市歴史博物館運営協議会(以下「運営協議会」という。)に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(運営協議会の会議)

第11条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 運営協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 運営協議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 12 条 運営協議会の庶務は、情報戦略局文化政策課において処理する。

(運営協議会への委任)

第 13 条 前 3 条に定めるもののほか、議事の手続その他運営協議会の運営  
に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

(その他)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項  
は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 25 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

伊勢市歴史博物館観覧料金減免申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所  
申請者 団体名  
氏名（代表者）  
電話

下記のとおり観覧料金の減免を申請します。

記

		※受付番号
観 覧 日 時	年 月 日（曜日）	時 分から 時 分まで
観 覧 人 員	人	
責 任 者	氏 名	
	電 話	
観 覧 目 的		
備考		

様式第2号（第4条関係）

伊勢市歴史博物館観覧料金減免通知書

年 月 日

様

伊勢市長



年 月 日付けの申請について、下記のとおり観覧料金を減免します。

記

		※受付番号
観 覧 日 時	年 月 日 ( 曜日 )	時 分から 時 分まで
観 覧 人 数	人	
責 任 者	氏 名	
	電 話	
観 覧 目 的		
適 用 条 項	伊勢市歴史博物館条例施行規則第4条第1項第 号	
減免前の観覧料金	円	
減免となった額	円	
減免後の観覧料金	円	
備考		

様式第3号（第5条関係）

伊勢市歴史博物館特別利用許可申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所  
申請者 団体名  
氏名（代表者）  
電話

下記のとおり資料を特別利用したいので申請します。

記

利 用 者	住 所			
	氏 名			
	電 話			
利 用 日 時	年 月 日（ 曜日）		時 分	から 時 分
利 用 目 的				
利 用 形 態	熟 覧 ・ 模 写 ・ 模 造 ・ 撮 影 ・ その他（ ）			
利 用 資 料	記号・番号	資 料 名	数 量	備 考
その他参考事項				
備考 利用形態の欄は、該当する事項を囲むこと。				

様式第4号（第7条関係）

伊勢市歴史博物館特別利用許可書

年 月 日

様

伊勢市長



年 月 日付けの申請について、下記のとおり許可します。

記

利 用 者	住 所			
	氏 名			
	電 話			
利 用 日 時	年 月 日（ 曜日）		時 分から	時 分まで
利 用 目 的				
利 用 形 態	熟 覧 ・ 模 写 ・ 模 造 ・ 撮 影 ・ その他（ ）			
利 用 資 料	記号・番号	資 料 名	数 量	備 考
許 可 条 件				

様式第5号（第8条関係）

伊勢市歴史博物館資料貸出許可申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所  
申請者 団体名  
氏名（代表者）  
電話

下記のとおり資料の貸出しを受けたいので申請します。

記

借用目的				
借用期間	年 月 日（ 曜日）から	日間		
	年 月 日（ 曜日）まで			
借用場所				
借用資料	記号・番号	資料名	数量	備考
輸送方法				
取扱責任者	氏名			
	電話			
備考				

様式第6号（第8条関係）

伊勢市歴史博物館資料貸出許可書

年 月 日

様

伊勢市長



年 月 日付けの申請について、下記のとおり許可します。

記

利用目的				
借用期間	年 月 日（ 曜日）から 年 月 日（ 曜日）まで		日間	
利用場所				
貸出資料	記号・番号	資料名	数量	備考
輸送方法				
取扱責任者	氏名			
	電話			
許可条件	1 伊勢市歴史博物館条例及び同施行規則を遵守すること。 2 資料に損害を与えたときは、誠意をもって賠償すること。 3 資料の返還を求められたときは、これに同意すること。			

様式第7号（第9条関係）

伊勢市歴史博物館資料寄贈（寄託）申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住 所  
申請者 氏 名  
電 話

下記のとおり資料を寄贈（寄託）したいので申請します。

記

資 料 名	数 量	備 考
備考		

様式第8号（第9条関係）

伊勢市歴史博物館資料受領書

年 月 日

様

伊勢市長



年 月 日付けの申請について、下記のとおり受領します。

記

資料名	数量	備考
備考 寄託された資料の返還は、この受領書と引換えに行います。		

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をこ  
こに公布する。

令和8年4月30日

伊勢市公平委員会委員長 齋藤 平

## 伊勢市公平委員会規則第1号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則  
不利益処分についての審査請求に関する規則（平成18年伊勢市公平委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「、又はその内容の要旨」を「又はその内容の要旨（以下この項及び次項において「公示事項」という。）を次項で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面」に、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を公平委員会の事務所に設置した電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって」に、「時」を「とき」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法は、公平委員会の使用に係る電子計算機と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（公平委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公平委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

### 附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

伊勢市管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月30日

伊勢市公平委員会委員長 齋藤 平

## 伊勢市公平委員会規則第2号

伊勢市管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市管理職員等の範囲に関する規則（平成18年伊勢市公平委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「総務部総務課課長補佐」の次に「、総務部職員課指導官、総務部総務課主幹」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 97 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
上地町八幡組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

令和 8 年 4 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 川 口 光 一

省略

変更後 川 口 晃

省略

伊勢市告示第 98 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、野村町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 小 野 雅 之

省略

変更後 中 山 瑞 規

省略

伊勢市告示第 99 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、藤ヒルズ自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 田 中 宏 明

省略

変更後 藤 川 圭 司

省略

伊勢市告示第 100 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
村松町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ  
り告示します。

令和 8 年 4 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 可 児 文 敏

省略

変更後 山 中 一五三

省略

伊勢市告示第 101 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、サンパークタウン自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 濱 田 雅 史

省略

変更後 松 月 俊 晴

省略

伊勢市告示第 102 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
下野町自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

令和 8 年 4 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 古 川 久 晴

省略

変更後 鈴 木 豊 司

省略

伊勢市告示第 103 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、栗野区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 松 谷 隆 生

省略

変更後 田 端 正 勝

省略

伊勢市告示第 104 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
城田団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

令和 8 年 4 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 藤 井 昭 慶

省略

変更後 池 田 隆 司

省略

伊勢市告示第 105 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 51 条の 20 第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 第 1 項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、障害者総合支援法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号及び児童福祉法第 24 条の 37 第 1 号の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 4 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 アライブ株式会社  
所在地 伊勢市本町 16 番 5 号
- 2 事業所の名称及び所在地  
名称 相談支援事業所スマイルホーム  
所在地 伊勢市本町 16 番 5 号
- 3 指定の年月日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の種類  
特定相談支援  
障害児相談支援

5 事業の主たる対象者

特定なし

6 事業所番号

特定相談支援事業所 2430801015

障害児相談支援事業所 2470800281

伊勢市告示第 106 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地  
公益社団法人伊勢市シルバー人材センター  
伊勢市西豊浜町 141 番地 1
- 2 委託した公金事務に係る歳入等  
伊勢市労働福祉会館の使用料
- 3 指定をした日  
令和 8 年 3 月 30 日
- 4 委託をした日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 107 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
下長屋区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ  
り告示します。

令和 8 年 4 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 松 林 孝 明

省略

変更後 西 村 和 行

省略

伊勢市告示第 108 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
今一色区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

令和 8 年 4 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 成 岡 厚

省略

変更後 八 木 啓 輔

省略

伊勢市告示第 109 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西豊浜町小川区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 佐々木 茂 則

省略

変更後 佐々木 一 則

省略

伊勢市告示第 110 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
倭町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に  
より告示します。

令和 8 年 4 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 大 野 正 也

省略

変更後 森 孝 弘

省略

伊勢市告示第 111 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
上区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に  
より告示します。

令和 8 年 4 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 西 健 仁

省略

変更後 中 西 文 則

省略

伊勢市告示第 112 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
豆塚組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により  
告示します。

令和 8 年 4 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 清 水 宏 和

省略

変更後 中 川 恆

省略

伊勢市告示第 113 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、中長屋自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 山 藤 大 輔

省略

変更後 中 村 正 樹

省略

伊勢市告示第 114 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地

株式会社 電算システム

岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

2 委託した公金事務に係る歳入等

(1) 保育料

(2) 公立保育所給食費

(3) 認定こども園保育料

(4) 認定こども園給食費

3 指定をした日

令和 8 年 1 月 27 日

4 委託をした日

令和 8 年 4 月 1 日

5 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

伊勢市告示第 115 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
二軒茶屋町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

令和 8 年 4 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 大 西 進

省略

変更後 金 田 健

省略

伊勢市告示第 116 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により  
告示します。

令和 8 年 4 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 浅 井 清

省略

変更後 浅 井 満寿雄

省略

伊勢市告示第 117 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
宮本団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

令和 8 年 4 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 愛 洲 武 勝

省略

変更後 中 瀬 孝

省略

伊勢市告示第 118 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、三軒屋自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 窪 田 千 慶

省略

変更後 藤 田 元 昭

省略

伊勢市告示第 119 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
二俣 1 丁目町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

令和 8 年 4 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 内 藤 治

省略

変更後 岸 亜由美

省略

伊勢市告示第 120 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、松倉元区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 大 西 兄

省略

変更後 北 村 千奈美

省略

伊勢市財政状況公表条例（平成17年伊勢市条例第48号）の規定により、令和8年3月末における本市の財政状況を、次のとおり公表します。  
令和8年4月30日

伊勢市長 鈴木 健一

## 伊 勢 市 の 財 政

- 1 3月末における人口、世帯数、面積の状況
- |       |           |                               |
|-------|-----------|-------------------------------|
| 人 口   | 116,849 人 | （令和7年度現計予算1人当たり 559,375 円）    |
| 世 帯 数 | 56,536 世帯 | （令和7年度現計予算1世帯当たり 1,156,121 円） |
| 面 積   | 208.37 k㎡ |                               |

2 令和7年度一般会計予算の状況

（単位 千円）

項 目	歳 入				項 目	歳 出			
	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %		予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)／(A) %
市 税	17,450,000	26.7	17,164,241	98.4	議 会 費	298,211	0.5	293,546	98.4
地 方 譲 与 税	355,000	0.5	368,264	103.7	総 務 費	6,767,746	10.4	5,861,539	86.6
利 子 割 交 付 金	30,000	0.0	30,739	102.5	民 生 費	24,748,624	37.9	23,886,816	96.5
配 当 割 交 付 金	180,000	0.3	182,371	101.3	衛 生 費	5,311,406	8.1	4,825,659	90.9
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	130,000	0.2	287,072	220.8	労 働 費	145,825	0.2	133,718	91.7
法 人 事 業 税 交 付 金	380,000	0.6	408,439	107.5	農 林 水 産 業 費	1,246,667	1.9	915,179	73.4
地 方 消 費 税 交 付 金	3,200,000	4.9	3,429,835	107.2	商 工 費	538,222	0.8	424,033	78.8
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	10,000	0.0	13,014	130.1	観 光 費	632,322	1.0	574,694	90.9
自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0	0	0.0	土 木 費	9,864,218	15.1	8,462,220	85.8
環 境 性 能 割 交 付 金	55,000	0.1	54,719	99.5	消 防 費	2,778,736	4.2	2,652,060	95.4
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	86,257	0.1	86,257	100.0	教 育 費	7,389,757	11.3	5,356,296	72.5
地 方 特 例 交 付 金	112,055	0.2	118,255	105.5	災 害 復 旧 費	29,857	0.0	24,067	80.6
地 方 交 付 税	12,390,323	19.0	12,669,343	102.3	公 債 費	5,574,785	8.5	5,568,591	99.9
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	8,892	0.0	8,979	101.0	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	662,188	1.0	625,282	94.4	予 備 費	36,057	0.1	0	0.0
使 用 料 及 び 手 数 料	319,554	0.5	316,699	99.1					
国 庫 支 出 金	12,811,396	19.6	11,261,542	87.9					
県 支 出 金	4,628,524	7.1	4,199,275	90.7					
財 産 収 入	99,716	0.2	98,846	99.1					
寄 附 金	720,001	1.1	650,964	90.4					
繰 入 金	3,495,126	5.3	9,526	0.3					
繰 越 金	231,985	0.4	231,986	100.0					
諸 収 入	1,247,618	1.9	692,991	55.5					
市 債	6,758,800	10.3	201,900	3.0					
合 計	65,362,435	100.0	53,110,539	81.3	合 計	65,362,435	100.0	58,978,418	90.2

※歳入の分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入及び市債については繰越明許費繰越財源を含みます。また、歳出の民生費、衛生費、農林水産業費、商工費及び土木費については繰越明許費繰越額を含みます。  
※合計は、端数処理の関係で合わない場合があります。

## ○ 市税の状況

(単位 千円)

項目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B) / (A) %	備考
市民税	7,932,000	45.5	7,720,350	97.3	
固定資産税	6,860,902	39.3	6,838,479	99.7	
軽自動車税	470,400	2.7	474,675	100.9	
市たばこ税	781,098	4.5	727,710	93.2	
入湯税	21,000	0.1	22,481	107.1	
都市計画税	1,384,600	7.9	1,380,546	99.7	
合計	17,450,000	100.0	17,164,241	98.4	

## ○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項目	予算現額	構成割合 %	備考
消費的経費	39,683,788	60.7	
人件費	11,297,791	17.3	※
物件費	8,885,802	13.6	※
維持補修費	354,985	0.5	
扶助費	13,964,943	21.4	※
補助費等	5,180,267	7.9	※
投資的経費	11,051,566	16.9	
普通建設事業	11,021,709	16.9	※
災害復旧事業	29,857	0.0	
失業対策事業	0	0.0	
その他の経費	14,627,082	22.4	
貸付金	500	0.0	
公債費	5,574,785	8.5	
投資及び 貸付金	107,000	0.2	
積立金	201,987	0.3	
繰出金	8,706,753	13.3	※
予備費	36,057	0.1	
合計	65,362,435	100.0	

※予備費、繰越明許費繰越額を含みます。  
 ※合計は、端数処理の関係で合わない場合があります。

## 3 令和7年度特別会計予算執行状況

(単位 千円)

会 計 別	予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	備 考
国民健康保険特別会計	12,431,732	11,282,793	11,345,725	
後期高齢者医療特別会計	4,074,234	4,057,644	3,602,921	
介護保険特別会計	16,157,655	14,857,545	14,382,243	
観光交通対策特別会計	589,366	598,513	516,110	
土地取得特別会計	298,819	165,997	165,304	
合 計	33,551,806	30,962,492	30,012,303	

## 4 市債の状況

(単位 千円)

目 的 別		借 入 先 別		
一 般 会 計 債	49,296,973	政府資金	財 務 省	20,084,597
総 務 債	1,053,793		( 旧 ) 日 本 郵 政 公 社	97,508
民 生 債	1,506,218	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構		9,799,774
衛 生 債	4,231,569	共 済 組 合 等		4,686,302
農 林 水 産 業 債	2,028,579	銀 行 等		14,028,792
土 木 債	10,257,595	国 の 予 算 貸 付		600,000
公 営 住 宅 債	233,597			
消 防 債	917,149			
教 育 債	11,659,085			
災 害 復 旧 債	152,850			
減 税 補 て ん 債	10,080			
減 収 補 て ん 債	113,824			
臨 時 財 政 対 策 債	17,132,634			
合 計	49,296,973	合 計		49,296,973

## 5 一時借入金の状況

区 分	借入金残金	借入先	備 考
—	—	—	

## 6 市有財産の状況

区 分		現 在 高	備 考
土 地		4,324,243.10 m <sup>2</sup>	
建 物		409,238.51 m <sup>2</sup>	
動 産		23 個	
物 権		2,208.55 m <sup>2</sup>	
基 金		18,377,311 千円	
有 価 証 券 ・ 出 資 金 等		2,250,035 千円	
物 品 取 得 価 格 50 万 円 以 上 の も の	車 両	284 台	
	そ の 他	646 点	
無 体 財 産 権		9 件	

参考 令和8年度当初予算

○ 一般会計

(単位 千円)

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

歳 入			歳 出			項 目	予算現額	構成割合 %	備 考
項 目	予 算 額	構成割合 %	項 目	予 算 額	構成割合 %				
市 税	17,500,000	28.9	議 会 費	308,424	0.5	消 費 的 経 費	38,799,931	64.0	
地 方 譲 与 税	346,000	0.6	総 務 費	5,657,049	9.3	人 件 費	11,530,546	19.0	
利 子 割 交 付 金	50,000	0.1	民 生 費	24,819,337	40.9	物 件 費	8,106,615	13.4	
配 当 割 交 付 金	200,000	0.3	衛 生 費	5,497,756	9.1	維 持 補 修 費	298,326	0.5	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	130,000	0.2	労 働 費	54,434	0.1	扶 助 費	13,763,134	22.7	
法 人 事 業 税 交 付 金	390,000	0.6	農 林 水 産 業 費	908,597	1.5	補 助 費 等	5,101,310	8.4	
地 方 消 費 税 交 付 金	3,300,000	5.5	商 工 費	321,440	0.5	投 資 的 経 費	6,634,425	11.0	
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	10,000	0.0	観 光 費	651,164	1.1	普 通 建 設 事 業	6,634,389	11.0	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0	土 木 費	7,440,207	12.3	災 害 復 旧 事 業	36	0.0	
環 境 性 能 割 交 付 金	1	0.0	消 防 費	2,826,292	4.7	失 業 対 策 事 業	0	0.0	
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	86,000	0.1	教 育 費	6,593,576	10.9	そ の 他 の 経 費	15,171,644	25.0	
地 方 特 例 交 付 金	177,001	0.3	災 害 復 旧 費	36	0.0	貸 付 金	4,500	0.0	
地 方 交 付 税	11,760,000	19.4	公 債 費	5,477,686	9.0	公 債 費	5,477,686	9.0	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	10,000	0.0	諸 支 出 金	2	0.0	投 資 及 び 出 資 金	26,600	0.0	
分 担 金 及 び 負 担 金	858,931	1.4	予 備 費	50,000	0.1	積 立 金	490,013	0.8	
使 用 料 及 び 手 数 料	366,558	0.6				繰 出 金	9,122,845	15.1	
国 庫 支 出 金	11,021,819	18.2				予 備 費	50,000	0.1	
県 支 出 金	4,822,906	8.0				合 計	60,606,000	100.0	
財 産 収 入	87,119	0.1							
寄 附 金	804,001	1.3							
繰 入 金	3,952,135	6.5							
繰 越 金	50,000	0.1							
諸 収 入	755,228	1.3							
市 債	3,928,300	6.5							
合 計	60,606,000	100.0	合 計	60,606,000	100.0				

## ○ 市税

(単位 千円)

項 目	予算額	構成割合 %	備 考
市 民 税	8,012,300	45.8	
固 定 資 産 税	6,854,717	39.2	
軽 自 動 車 税	446,500	2.6	
市 た ば こ 税	769,983	4.4	
入 湯 税	22,000	0.1	
都 市 計 画 税	1,389,500	7.9	
旧法による税	5,000	0.0	
合 計	17,500,000	100.0	

## ○ 特別会計

(単位 千円)

会 計 別	予 算 額	備 考
国民健康保険特別会計	12,122,621	
後期高齢者医療特別会計	4,107,664	
介護保険特別会計	16,303,507	
観光交通対策特別会計	686,181	
土地取得特別会計	383,444	
合 計	33,603,417	

伊勢市教育委員会告示第5号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和8年4月27日

伊勢市教育委員会  
教育長 小林 貴法

記

- 1 日 時 令和8年4月30日（木）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件  
議案第21号 学校運営協議会委員の任命について

伊勢市選挙管理委員会告示第 30 号

令和 8 年 5 月 1 日に任期満了の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙を、下記のとおり執行します。

令和 8 年 4 月 17 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 可 児 文 敏

記

- 1 選挙期日 令和 8 年 4 月 22 日 (水)
- 2 選挙すべき議員数 6 人

伊勢市選挙管理委員会告示第 31 号

令和 8 年 4 月 22 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員の選挙における期日前投票所を、下記のとおり設置します。

令和 8 年 4 月 17 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 可 児 文 敏

記

- |          |                                                |
|----------|------------------------------------------------|
| 1 期日前投票所 | 岡本会館期日前投票所<br>伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号              |
| 2 開設期間   | 令和 8 年 4 月 18 日（土）～<br>令和 8 年 4 月 21 日（火） 4 日間 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 32 号

令和 8 年 4 月 22 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における投票所を、  
下記のとおり設置します。

令和 8 年 4 月 17 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 可 児 文 敏

記

投 票 所	伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号 岡本会館
-------	-----------------------------

伊勢市選挙管理委員会告示第 33 号

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における投票用紙の様式を、別紙のとおり定めます。

令和 8 年 4 月 17 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 可 児 文 敏

令和八年  
執行

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市  
選挙管理  
委員会印

こうほしゃしめい  
候補者氏名

--

伊勢市選挙管理委員会告示 34 号

令和 8 年 4 月 22 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙に用いる投票用紙及び不在者投票用封筒等に押すべき印を、別紙のとおり定めます。

令和 8 年 4 月 17 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 可 児 文 敏

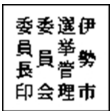

## ○伊勢市選挙管理委員会規程

平成17年11月1日

選挙管理委員会訓令第1号

第1条から第24条まで 略

第25条(公印) 公印の名称、書体、規格、使用区分等は、次のとおりとする。

公印の名称	書体	規格		使用区分	材質	個数
		寸法	刻子			
委員会印	れい書	方30mm		委員会名をもつてする一般文書用	木	1
委員会印	れい書	方21mm		委員会名をもつてする特殊な文書用	水牛	3
同(縮少印)	れい書	方13mm		永久選挙人名簿原本(カード)用	銅	1
委員長印	れい書	方24mm		委員長名をもつてする一般文書用	木	1
同	てん書	方24mm		選挙人名簿原本及び抄本用	木	1
事務局長印	れい書	方21mm		事務局長名をもつてする一般文書用	木	1

伊勢市選挙管理委員会告示第 35 号

令和 8 年 4 月 22 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における不在者投票

用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

令和 8 年 4 月 17 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 可 児 文 敏

記

交 付 場 所	伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号 岡本会館
---------	-----------------------------

伊勢市選挙管理委員会告示第 36 号

令和 8 年 4 月 22 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙運動に  
関する支出金額の制限額は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条第 1 項  
第 3 号の規定により候補者 1 人につき、下記のとおり定めます。

令和 8 年 4 月 17 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 可 児 文 敏

記

1,180,600 円

伊勢市選挙管理委員会告示第 37 号

令和 8 年 4 月 22 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額及び報酬の最高額並びに選挙運動事務員等に対する報酬の最高額を、別紙のとおり定めます。

令和 8 年 4 月 17 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 可 児 文 敏

選挙運動従事者及び労務者に対する  
実費弁償の最高額及び報酬の最高額

1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額

(1) 鉄道賃	鉄道について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(2) 船賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(3) 車賃	陸路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(4) 宿泊料 食料2食分を含む。	1夜につき 23,000円
(5) 弁当料	1食につき 1,500円 1日につき 4,500円
(6) 茶菓料	1日につき 1,000円

2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額

(1) 基本日額	10,000円
(2) 超過勤務手当	1日につき基本日額の5割

3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償

(1) 鉄道賃、船賃及び車賃	1(1)、(2)、(3)に掲げる額
(2) 宿泊料 食料を含まない。	1夜につき 20,000円

4 選挙運動のために使用する事務員に対し支給することができる報酬の額

(1) 基本日額	15,000円
(2) 超過勤務手当	支給できない

5 専ら第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車または船舶の上における選挙運動のために使用される自動車または船舶の上における選挙運動のために使用する1人及び手話通訳者1人に対し支給することができる報酬の額

(1) 基本日額	20,000円
(2) 超過勤務	支給できない

伊勢市選挙管理委員会告示第 38 号

令和 8 年 4 月 22 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨の公表は、伊勢市役所前掲示場に掲示して行います。

令和 8 年 4 月 17 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 可 児 文 敏

伊勢市選挙管理委員会告示第 39 号

令和 8 年 4 月 22 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任しました。

令和 8 年 4 月 17 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 可 児 文 敏

記

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	清水 正弘	省略	清水 美津子

伊勢市選挙管理委員会告示 40 号

令和 8 年 4 月 22 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙長の  
行う告示は、伊勢市公告式条例によります。

令和 8 年 4 月 17 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 可 児 文 敏

伊勢市選挙管理委員会告示第 41 号

令和 8 年 4 月 22 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙会の日時  
及び場所を、下記のとおり定めます。

令和 8 年 4 月 17 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 可 児 文 敏

記

- |          |     |                             |         |
|----------|-----|-----------------------------|---------|
| 1 有投票の場合 | 日 時 | 令和 8 年 4 月 22 日 (水)         | 午後 9 時  |
|          | 場 所 | 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号<br>岡本会館 |         |
| 2 無投票の場合 | 日 時 | 令和 8 年 4 月 22 日 (水)         | 午前 10 時 |
|          | 場 所 | 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号<br>岡本会館 |         |

伊勢市選挙管理委員会告示第 42 号

令和 8 年 4 月 22 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における開票事務は、  
公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条の規定により選挙会場において、選挙  
会の事務にあわせて行います。

令和 8 年 4 月 17 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 可 児 文 敏

伊勢市選挙管理委員会告示第 43 号

令和 8 年 4 月 22 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員の選挙における期日前投

票所の投票管理者及びこれを代理すべき者を、下記のとおり選任しました。

令和 8 年 4 月 17 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 可 児 文 敏

記

1 投票管理者

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	中西 宏文	令和 8 年 4 月 18 日
省略	中西 宏文	令和 8 年 4 月 19 日
省略	中西 宏文	令和 8 年 4 月 20 日
省略	中西 宏文	令和 8 年 4 月 21 日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	中西 千穂	令和 8 年 4 月 18 日
省略	中西 千穂	令和 8 年 4 月 19 日
省略	中西 千穂	令和 8 年 4 月 20 日
省略	中西 千穂	令和 8 年 4 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 44 号

令和 8 年 4 月 22 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における投票管理者  
及び同職務代理者を、下記のとおり選任しました。

令和 8 年 4 月 17 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 可 児 文 敏

記

投 票 管 理 者		投票管理者の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	中西 宏文	省略	中西 千穂

伊勢市選挙管理委員会告示第 45 号

令和 8 年 4 月 22 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における投票記載所の候補者氏名等掲載順序のくじを行う日時及び場所を、下記のとおり定めます。

令和 8 年 4 月 17 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 可 児 文 敏

記

- |   |     |                                                    |
|---|-----|----------------------------------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和 8 年 4 月 17 日 (金) 午後 5 時 30 分                    |
| 2 | 場 所 | 伊勢市御薊町長屋 1221 番地<br>伊勢市役所御薊総合支所 2 階<br>伊勢市選挙管理委員会室 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 46 号

令和 8 年 4 月 22 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における当選人について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 101 条の 3 第 1 項の規定により報告があったので、同条第 2 項の規定により下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

令和 8 年 4 月 23 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 可児 文敏

記

1 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙当選人

別紙当選人一覧表のとおり

## 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙当選人一覧表

(定数6人、当選6人)

住 所	氏 名
省略	山 添 久 憲
省略	濱 荻 隆 平
省略	土 谷 健 一
省略	岩 崎 好 訓
省略	傍 田 俊 吉
省略	森 井 孝

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙選挙長告示第1号

令和8年4月22日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における候補者として、下記のとおり届出があったので、公職選挙法第86条の4第11項の規定により告示します。

令和8年4月17日

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙  
選挙長 清水 正弘

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本 籍	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業	ウェブサイト等のアドレス
1	令和8年4月17日	本人 届出	やまぞえ ひさのり 山添 久憲	男	省略	省略	昭和21年12月23日	79	無所属	農業	
2	令和8年4月17日	本人 届出	はま おぎ りゅうへい 濱 荻 隆平	男	省略	省略	昭和24年6月16日	76	無所属	無職	
3	令和8年4月17日	本人 届出	つちや けんいち 土谷 健一	男	省略	省略	昭和31年12月24日	69	無所属	パート	
4	令和8年4月17日	本人 届出	いわさき よしのり 岩崎 好訓	男	省略	省略	昭和43年6月20日	57	無所属	会社員	
5	令和8年4月17日	本人 届出	そばた しゅんきち 傍田 俊吉	男	省略	省略	昭和23年6月20日	77	無所属	無職	
6	令和8年4月17日	本人 届出	もり い たかし 森井 孝	男	省略	省略	昭和25年2月15日	76	無所属	自営業	

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙選挙長告示第2号

令和8年4月22日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙につき届出のあった議員候補者の数がその選挙における選挙すべき議員の定数をこえないため、投票は行いません。

令和8年4月17日

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙  
選挙長 清水 正弘

## 伊勢市上下水道事業告示第 2 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 8 年 4 月 16 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。

令和 8 年 4 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
令和 8 年 5 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
浦口 4 丁目、神田久志本町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市上下水道事業告示第3号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和8年4月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
439	株式会社 アンジコア	千葉県君津市 山滝野 1309 番 地 3	令和8年1月20日	令和13年1月19日

## 伊勢市上下水道事業公告第2号

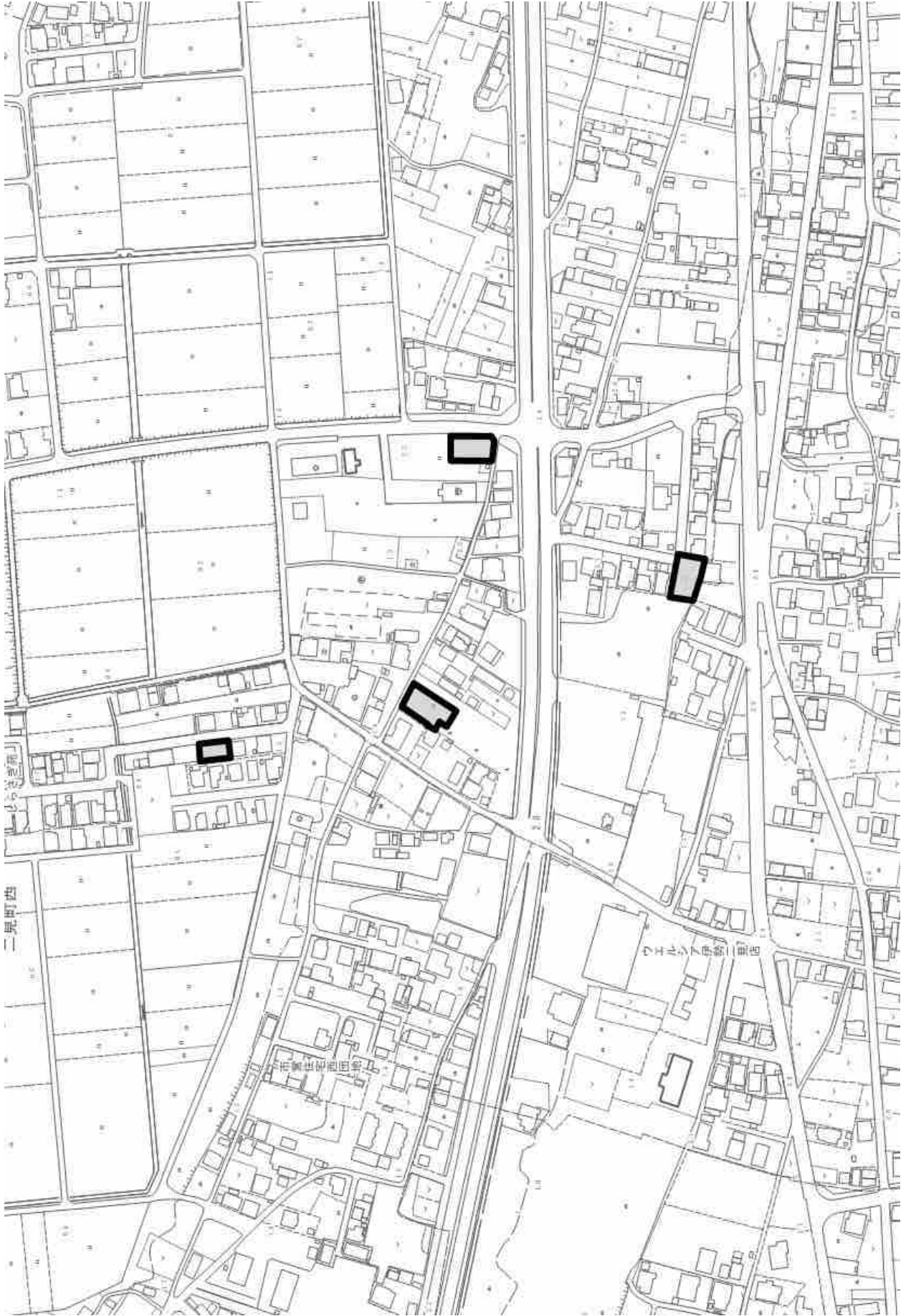
伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年伊勢市条例第177号)附則第3項の規定によりなおその例によることとされる合併前の二見町公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成3年二見町条例第20号)第5条、合併前の小俣町下水道事業受益者負担に関する条例(平成9年小俣町条例第17号)第5条及び合併前の御菌村公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年御菌村条例第12号)第5条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の令和8年度賦課対象区域を定めたので公告します。

令和8年4月27日

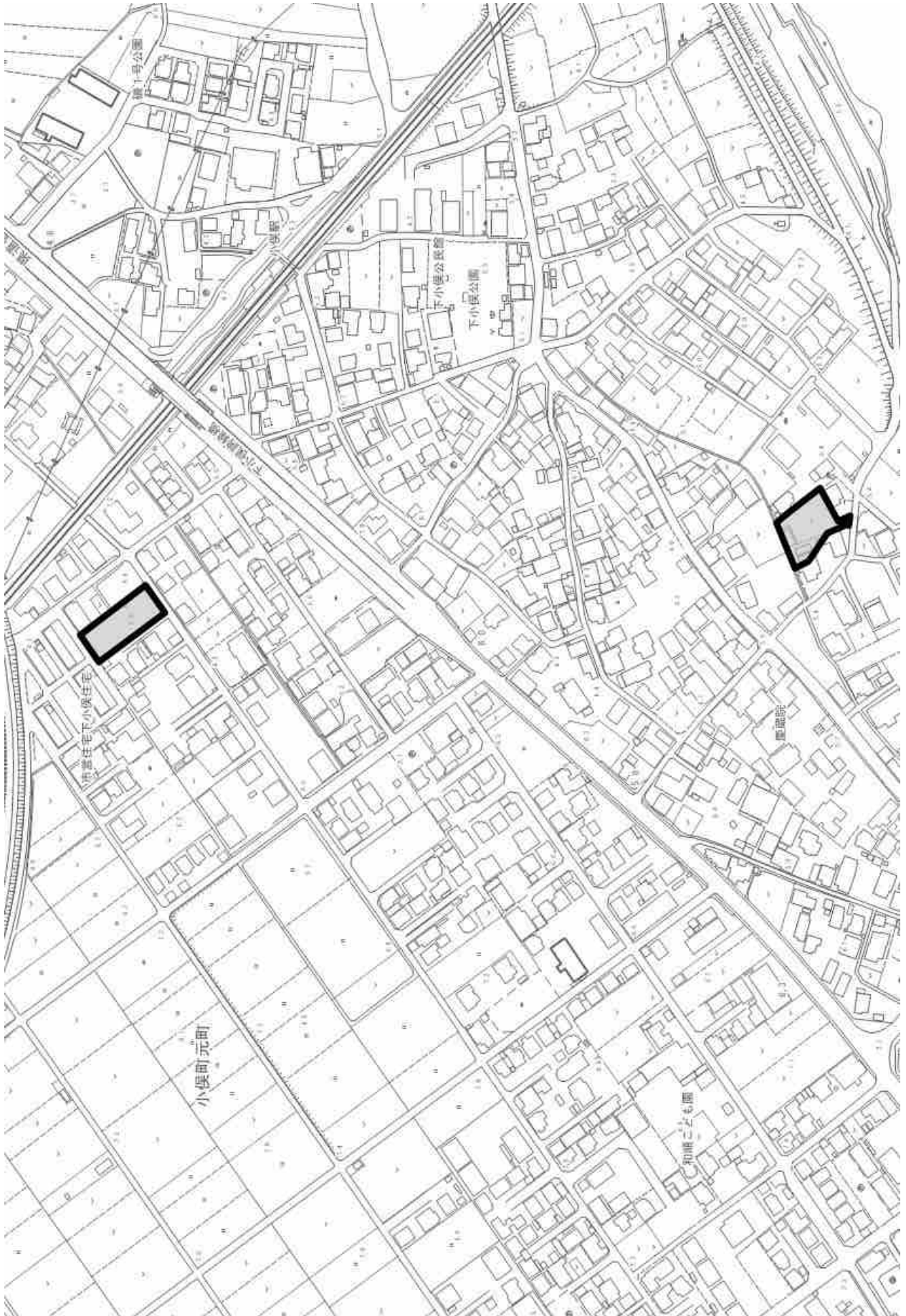
伊勢市長 鈴木 健 一

### 令和8年度賦課対象区域

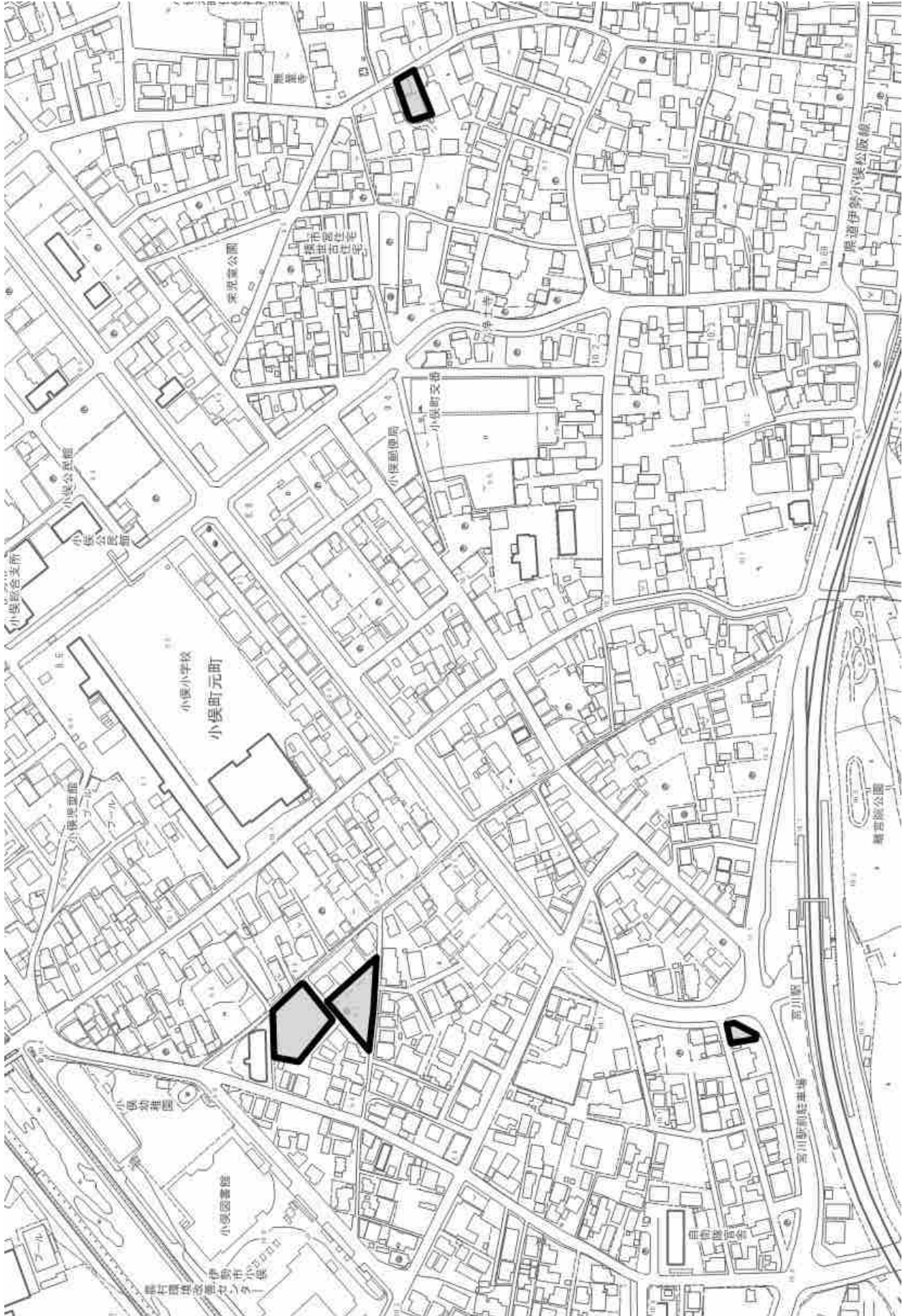
二見町荘、二見町西、小俣町元町、小俣町相合、小俣町明野、小俣町宮前、小俣町湯田、小俣町本町、御菌町高向、御菌町長屋、御菌町王中島、御菌町新開、御菌町小林の各一部



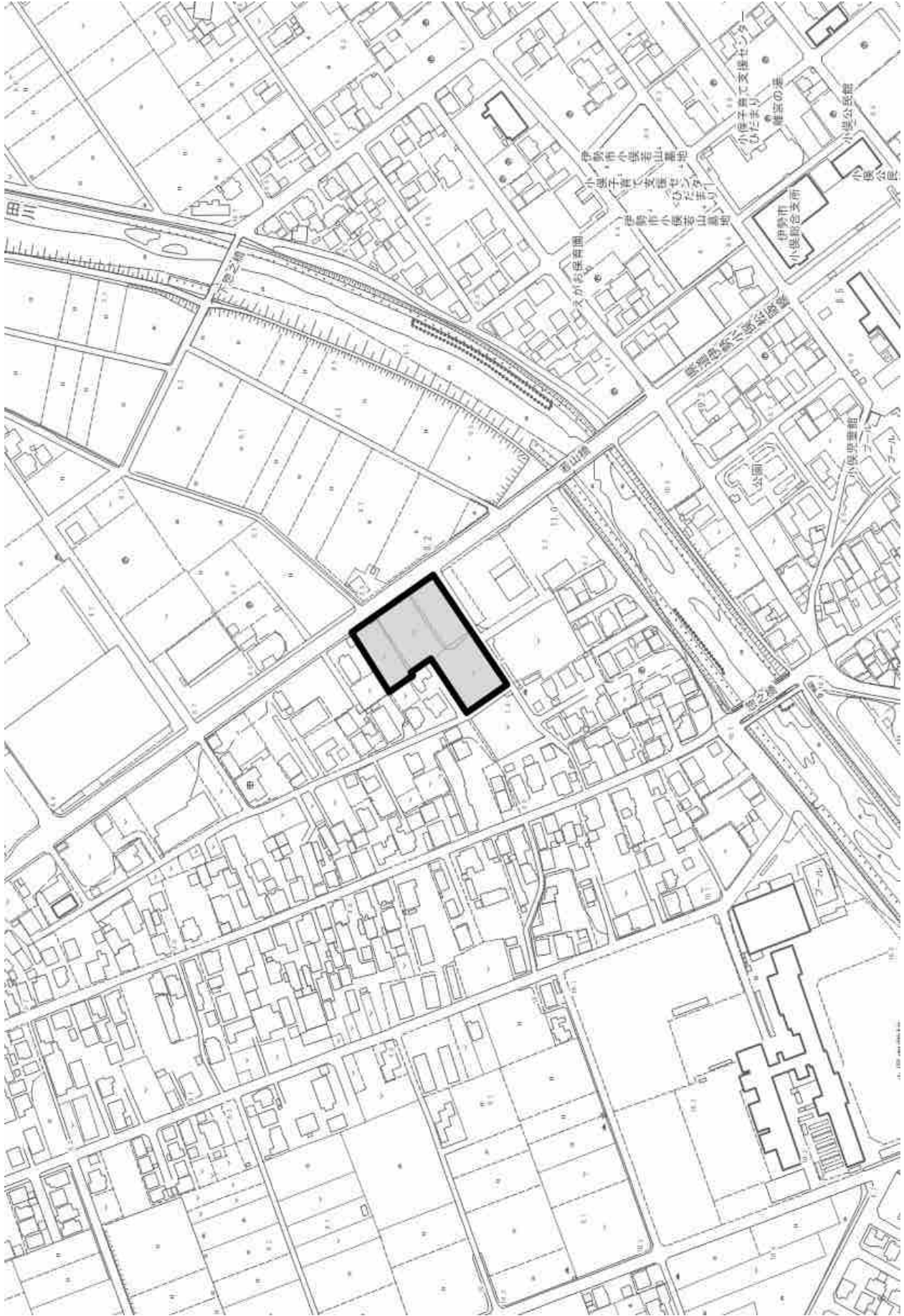
令和8年度賦課対象区域



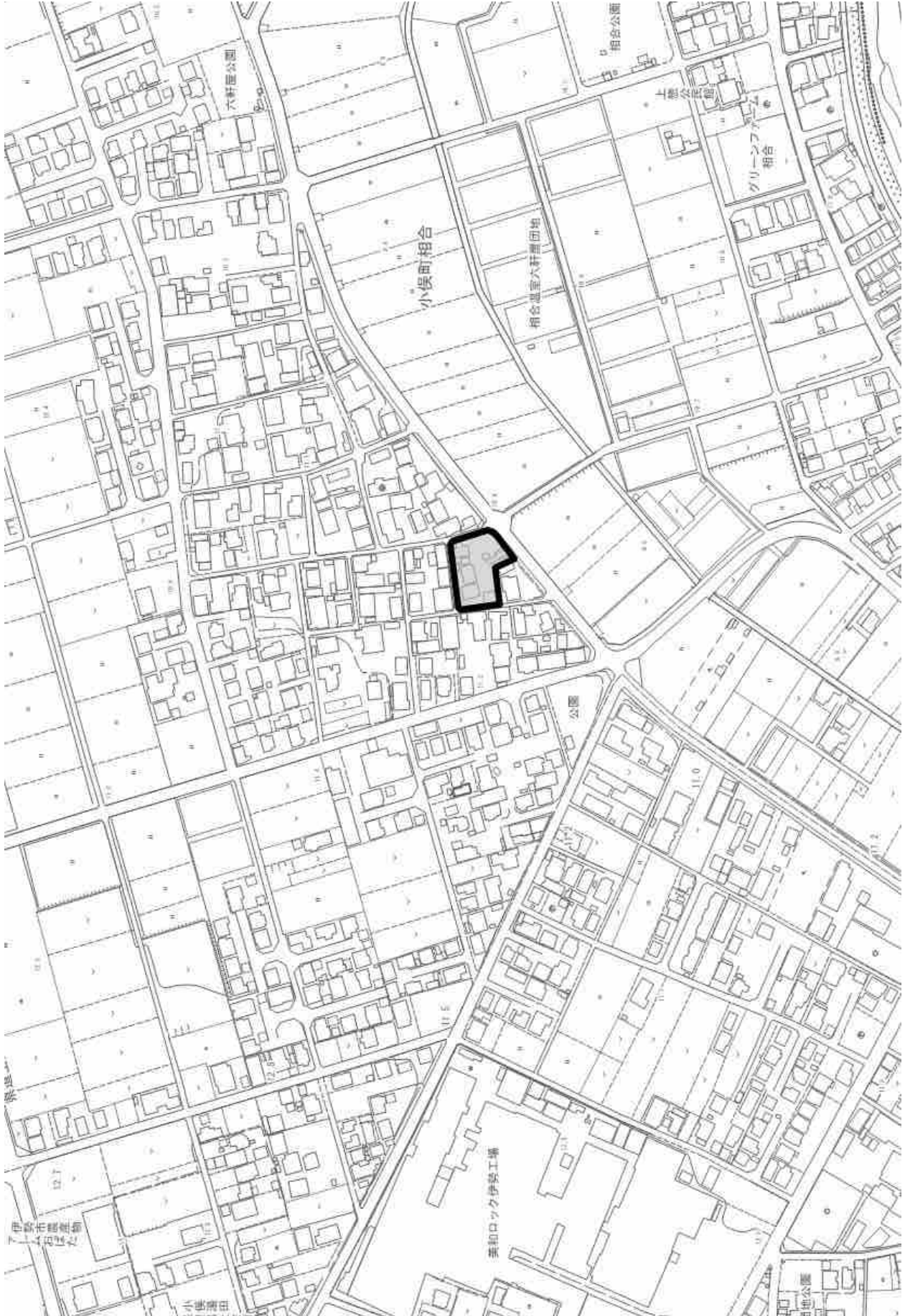
令和8年度賦課対象区域



令和8年度賦課対象区域

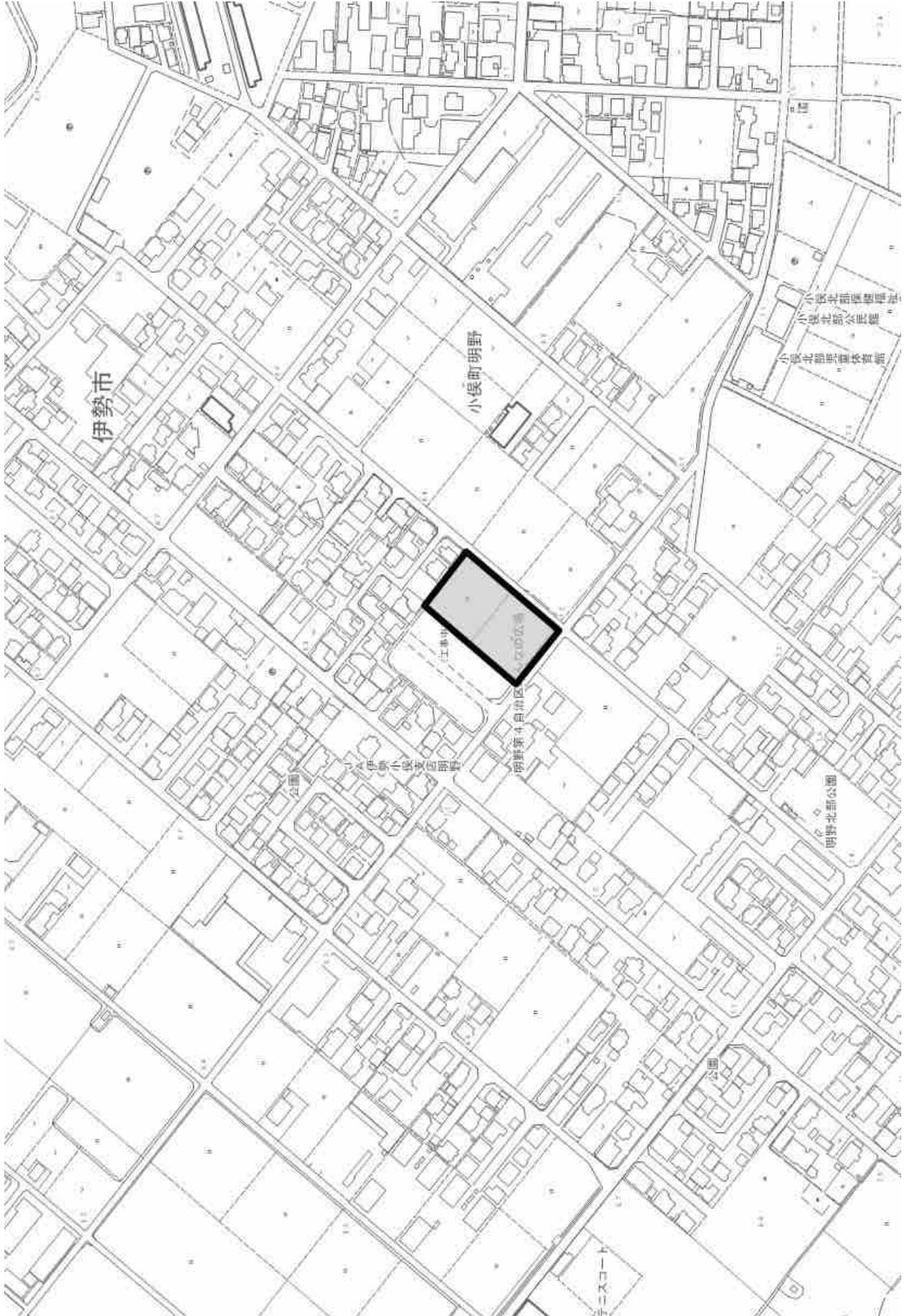


令和8年度賦課対象区域



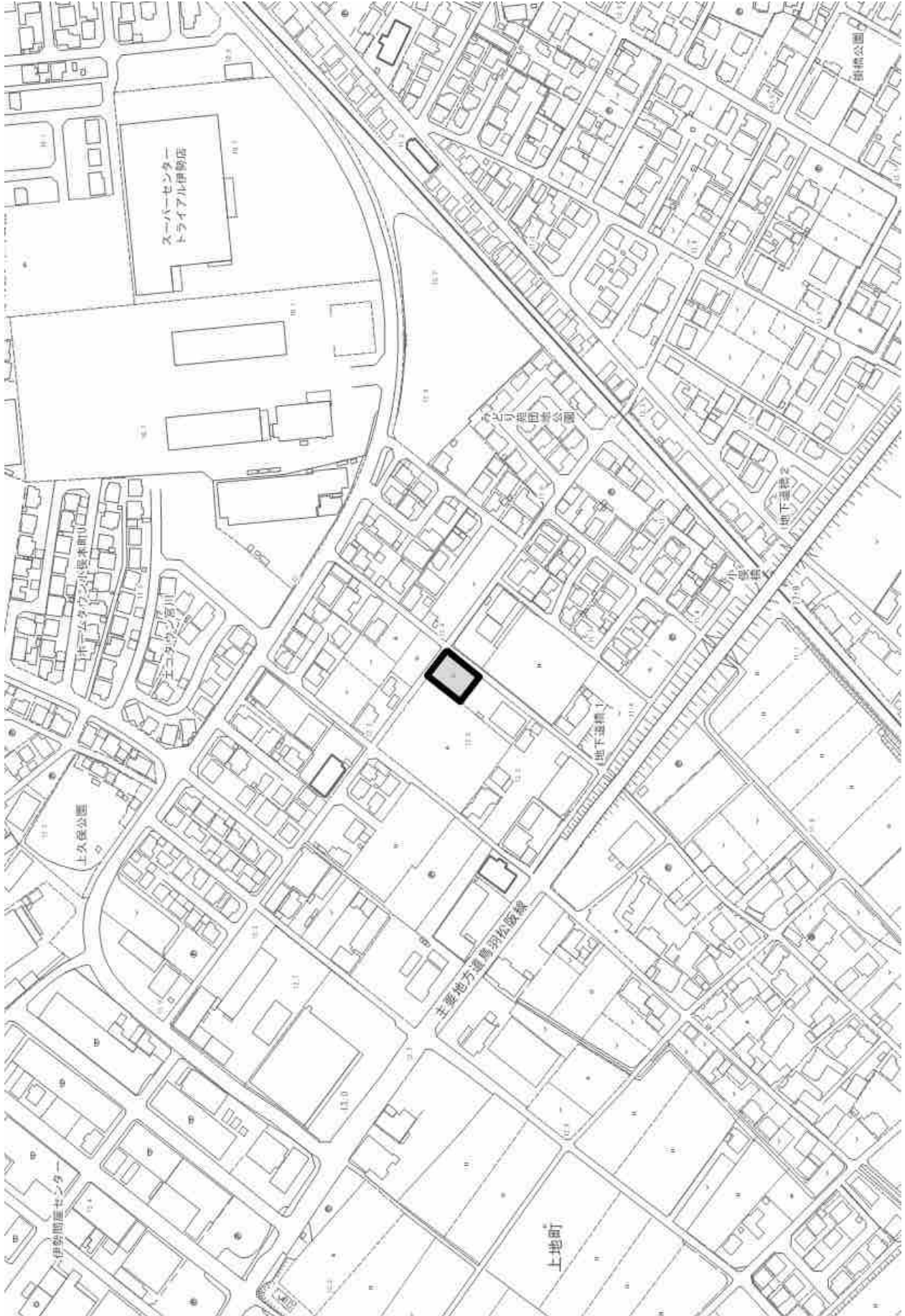
令和8年度賦課対象区域



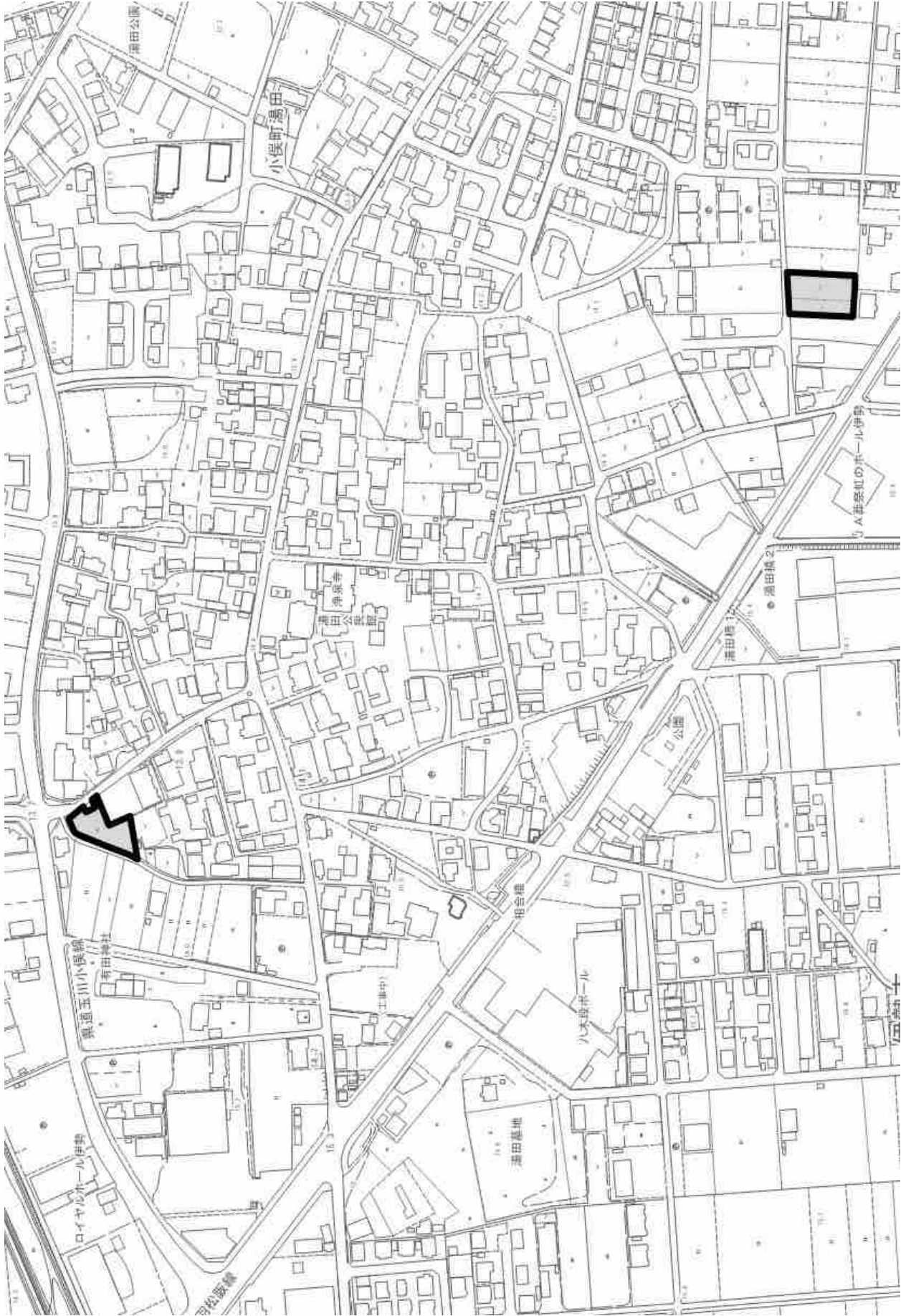


令和8年度賦課対象区域

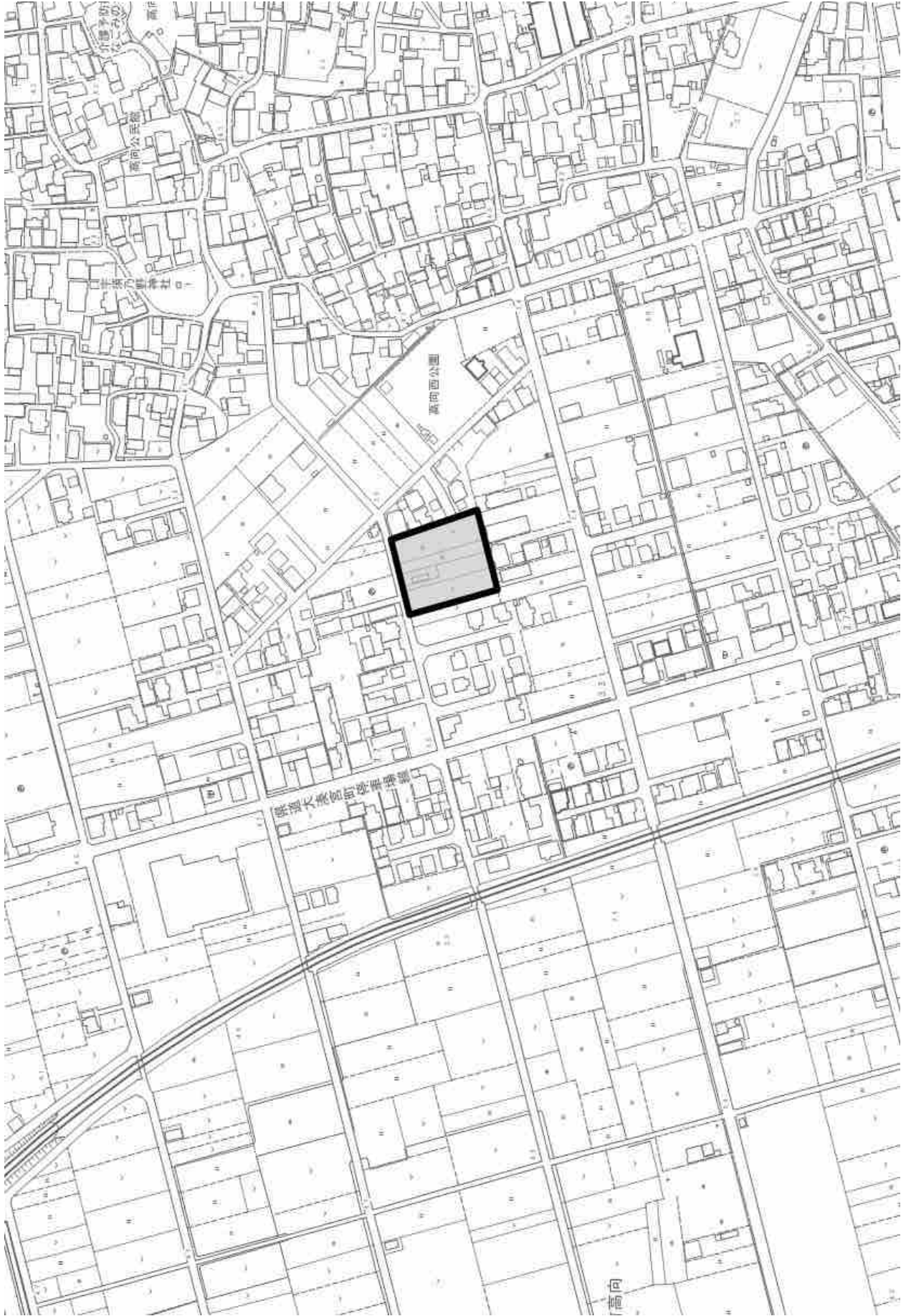




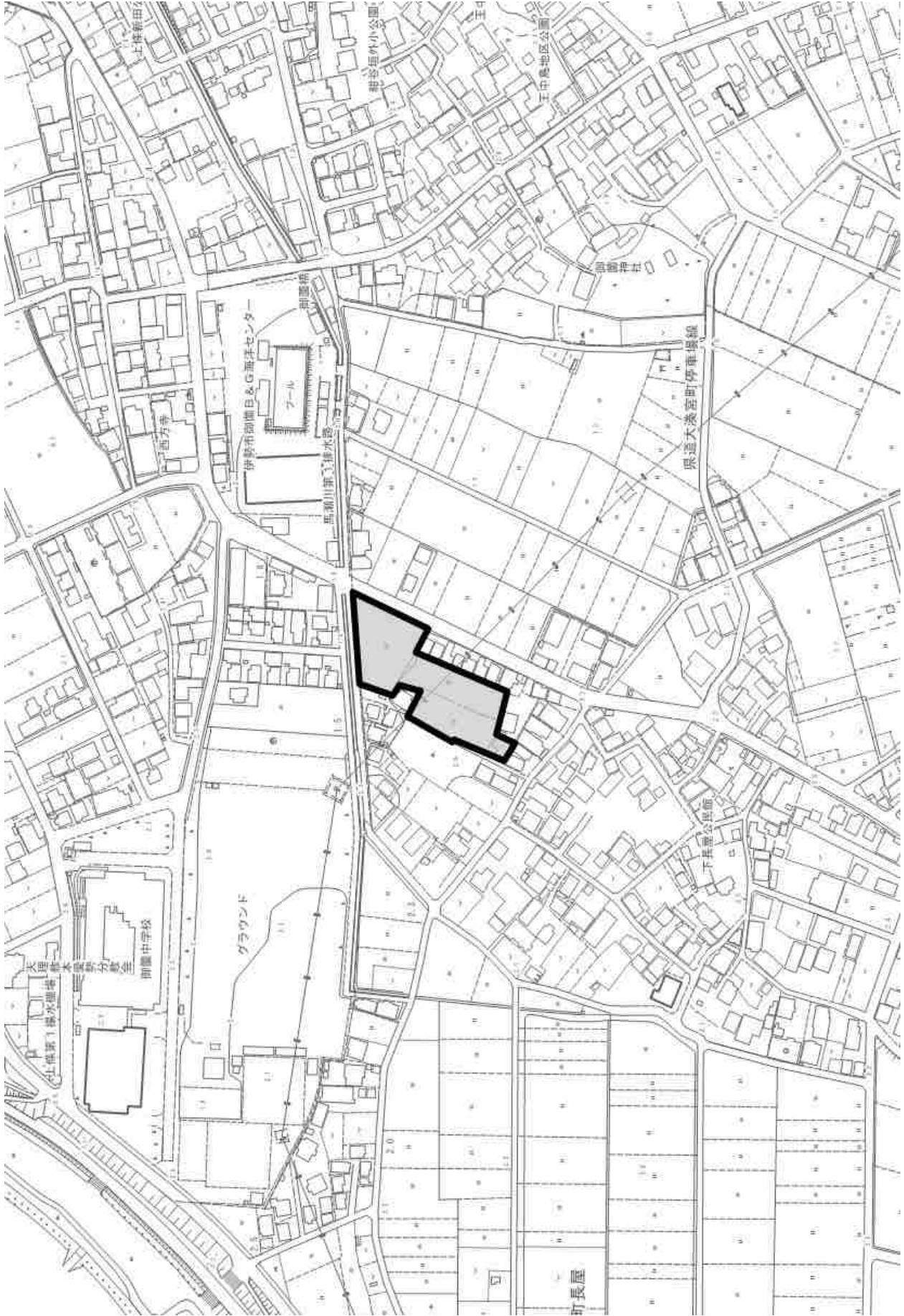
令和8年度賦課対象区域



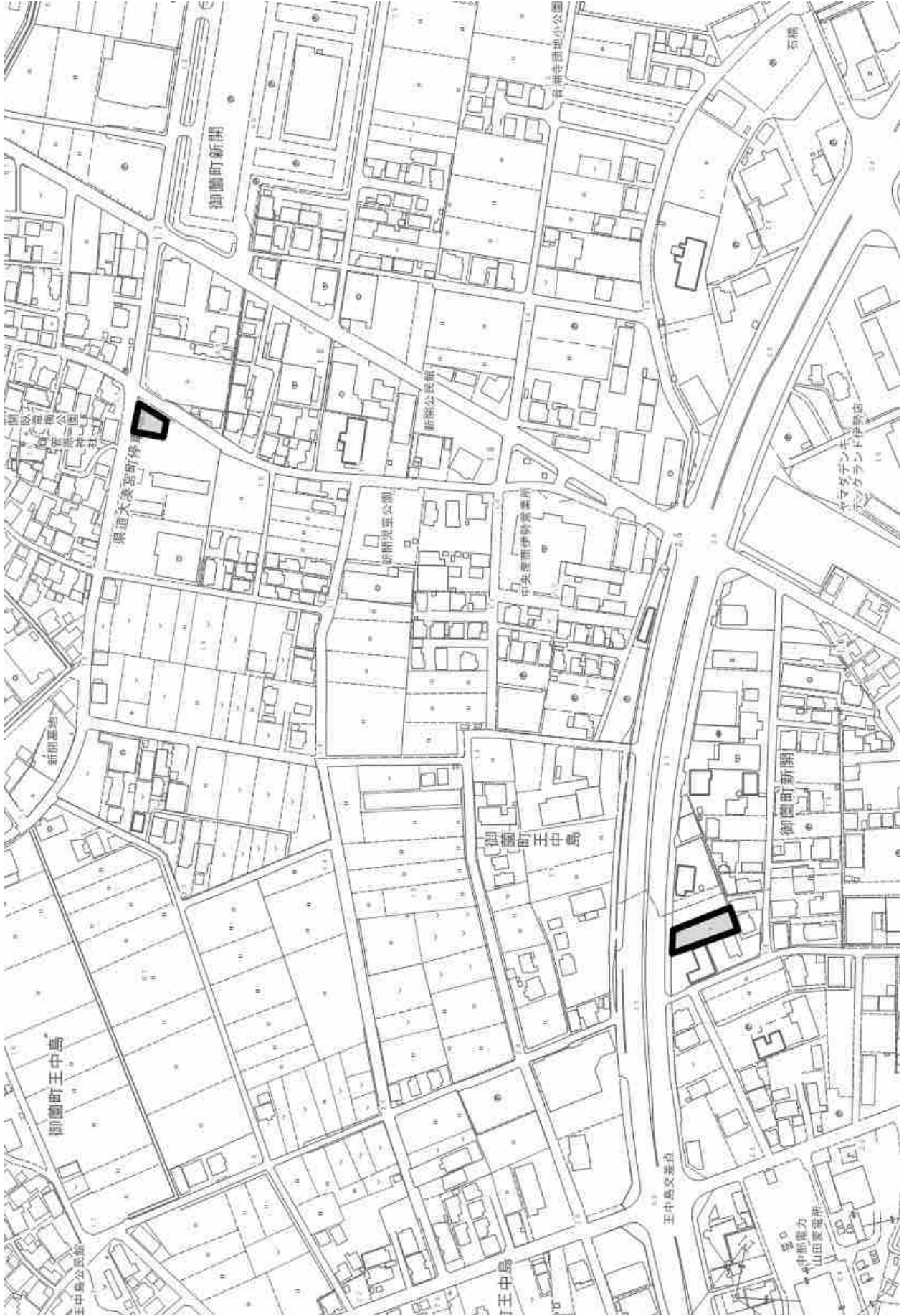
令和8年度賦課対象区域



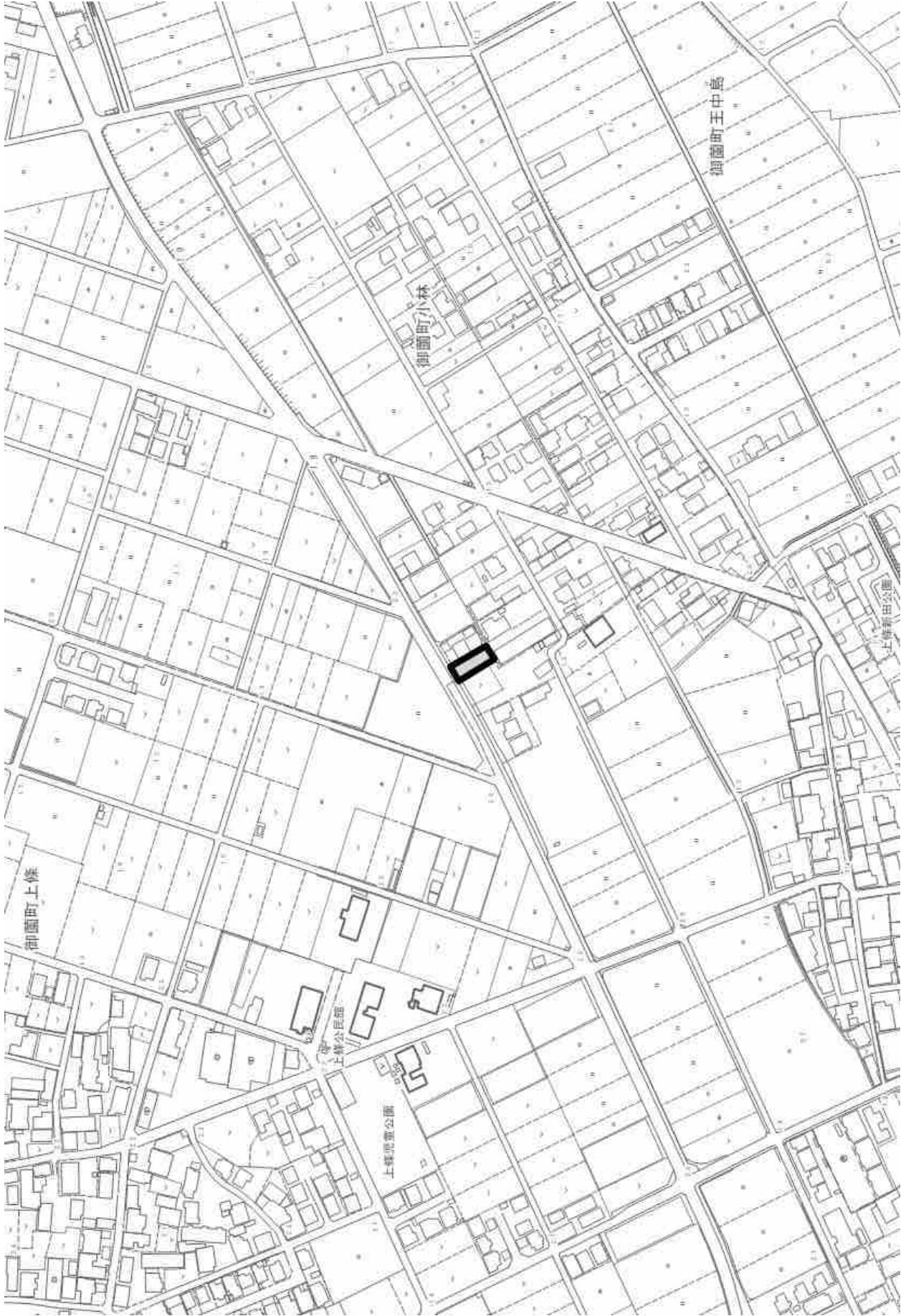
令和8年度賦課対象区域



令和8年度賦課対象区域



令和8年度賦課対象区域



令和8年度賦課対象区域